

堺市公報 号外第24号	令和6年10月2日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;条例&gt;</b>	
○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】	3
○堺市手数料条例等の一部を改正する条例 【建築都市局開発調整部建築安全課】	4
○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【建築都市局都市整備部】	5
○堺市学校給食センター条例 【教育委員会事務局学校管理部学校給食課】	6

本号で公布された条例のあらまし

- 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和6年条例第37号）  
国民健康保険法の一部改正により被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証を返還しない者に対する罰則の規定を削除するもの
  
- 堺市手数料条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第38号）  
建築基準法の一部改正に伴い、指定確認検査機関に建築物の計画に係る通知を行う場合における手続を規定するもの
  
- 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第39号）  
中百舌鳥駅前北側広場活用等事業者の選定についての審議等に関する事務を行うため、堺市中百舌鳥駅前北側広場活用等事業者選定委員会を新たに設置するもの
  
- 堺市学校給食センター条例（令和6年条例第40号）  
堺市立中学校において実施する学校給食に関する業務を一括して処理するため、堺市学

校給食センターを設置することとし、その名称、位置等に関する事項を定めるもの

## 条 例

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月2日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第37号

### 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第26条」に、「第26条」を「第27条」に改める。

第30条を削り、第29条を第30条とし、第28条を第29条とし、第27条を第28条とする。

第26条中「、第5項又は第9項」を「若しくは第5項」に、「虚偽の届出をし、又は被保険者証の返還をしない」を「又は虚偽の届出をした」に改め、同条を第27条とする。

第7章中第25条の次に次の1条を加える。

（委任）

第26条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

堺市手数料条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月2日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第38号

### 堺市手数料条例等の一部を改正する条例

(堺市手数料条例の一部改正)

第1条 堺市手数料条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第33条第1項第2号中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同項第3号中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同号ア中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項第4号中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同項第9号から第11号までの規定中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同項第12号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

(堺市建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 堺市建築基準法施行条例(平成12年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「受ける」を「受け、又は法第18条第4項の規定による通知を行う」に改め、同条第2項第3号中「第18条第2項」の次に「又は第4項」を加える。

(堺市開発行為等の手続に関する条例の一部改正)

第3条 堺市開発行為等の手続に関する条例(平成15年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項、第7条第1項及び第9条第1項中「第18条第2項」の次に「若しくは第4項」を加える。

### 附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号の政令で定める日(その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日)から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月2日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第39号

堺市附属機関の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺旧港交流空間創出事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

堺市中百舌鳥 駅前北側広場 活用等事業者 選定委員会	中百舌鳥駅前北側広場活用等 事業に係る事業者の選定につ いての審議及び審査に関する 事務	6人以内	委嘱され、又 は任命された 日から事業者 が選定される 日まで
-------------------------------------	---	------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市学校給食センター条例を公布する。

令和6年10月2日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第40号

### 堺市学校給食センター条例

(設置)

第1条 堺市立中学校において実施する学校給食（学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。）の調理、配送その他必要な業務を一括して処理するため、堺市学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
堺市第1学校給食センター	堺市中区八田西町1丁
堺市第2学校給食センター	堺市南区桃山台1丁

(職員)

第3条 給食センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。